

## 工事実施中における事後調査の項目及び手法

調査項目		調査方法等	調査地点及び調査頻度
1. 水質	砒素	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環告59号)	沢水2地点(S11, S14)、処理施設の処理前、処理後、放流槽の計5地点 <sup>注1)</sup> (図-1, 図-3, 図-4参照) (調査頻度: 砒素1回/月, 鉛1回/年)
	鉛		
2. 地下水汚染	砒素	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環告10号)	観測井戸5地点 <sup>注2)</sup> (No.1, No.4-3, No.5-1, No.6-1, No.8-4) (図-2, 図-3, 図-4参照) (調査頻度: 砒素1回/月, 鉛1回/年)
	鉛		
3. 土壌汚染	砒素	土壌溶出量調査に係る測定方法(平成15年環告18号) 土壌含有量調査に係る測定方法(平成15年環告19号) 等	掘削予定地の土壌掘削時 (図-5(1), 図-5(2)参照) 観測井戸設置時 <sup>注3)</sup>
	鉛		

注1): 沢水調査地点が埋立てにより埋設される場合は、調査地点を上流側に移設する。

注2): 観測井戸が埋立てにより埋設される場合は、調査地点を上流側に移設する。

注3): 注2)で観測井戸を上流側に移設する場合はボーリングを利用して土壌汚染調査を行う。

注4): 事後調査計画書では、調査項目として植物(エビネ, キンラン)調査を挙げていたが、平成27年までの事後調査の結果、これらの植物の消失を確認したため、調査項目から削除した。

# 1. 水質調査

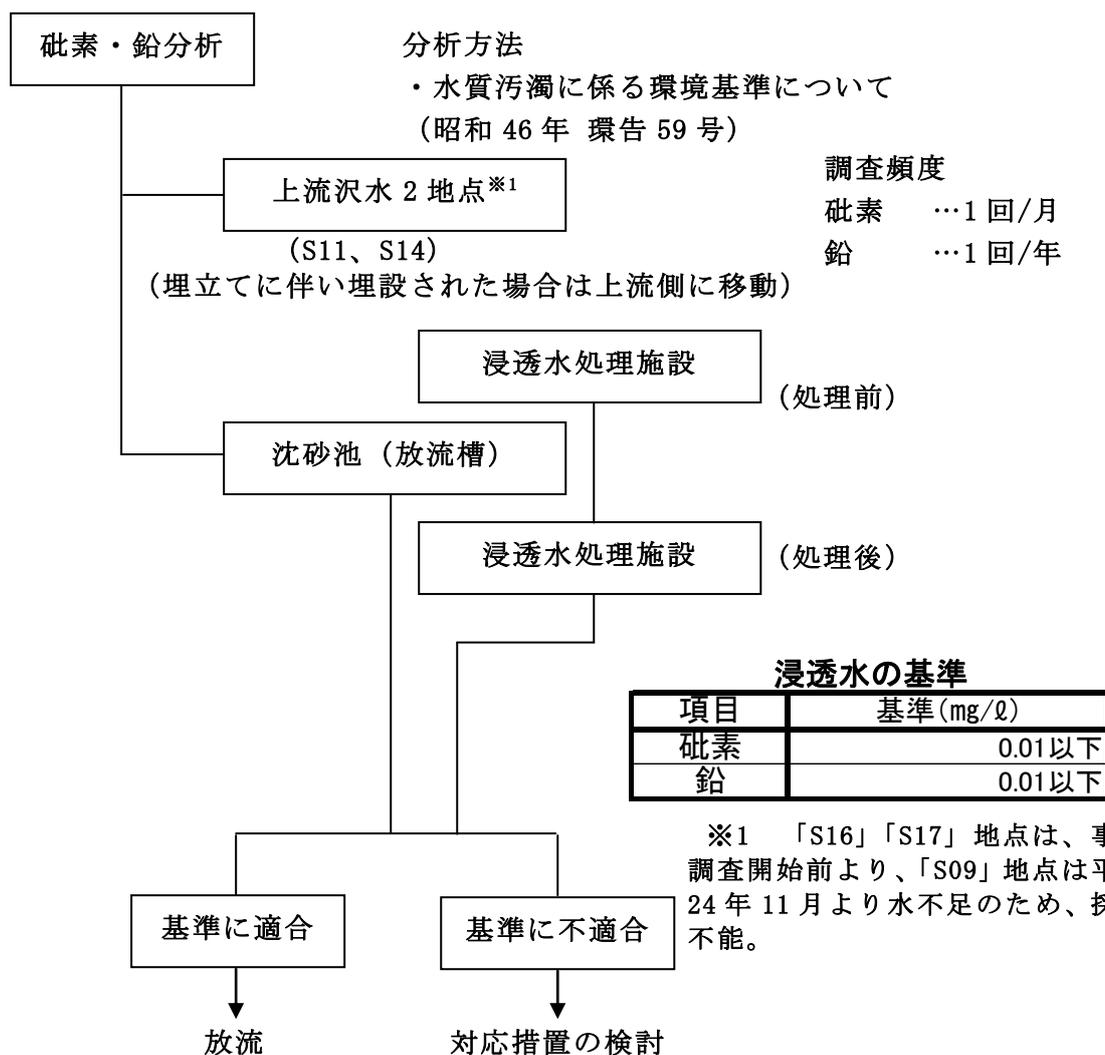
## ①浸透水処理施設（砒素除去装置）

当該処理施設では、産業廃棄物埋立て開始以前から観測井戸等で砒素及び鉛が検出されている他、埋立て開始後においても上流部の沢や浸透水からも砒素が検出されている。

これらは、地盤内に自然的原因により存在すると考えられるが、掘削土砂の覆土利用等による砒素の溶出も否定できない。このため、砒素の周辺公共用水域等への拡散を防止するため、浸透水の処理施設（砒素）を設置する。

- ・ 設置場所・・・最下流の沈砂池
- ・ 処理量・・・通常 15 m<sup>3</sup>/hr (360 m<sup>3</sup>/日)  
最大 42.4 m<sup>3</sup>/hr (21.2 m<sup>3</sup>/h×2 基) (1017.6 m<sup>3</sup>/日)
- ・ 処理方式・・・ADI 法による吸着処理

## ②水質調査



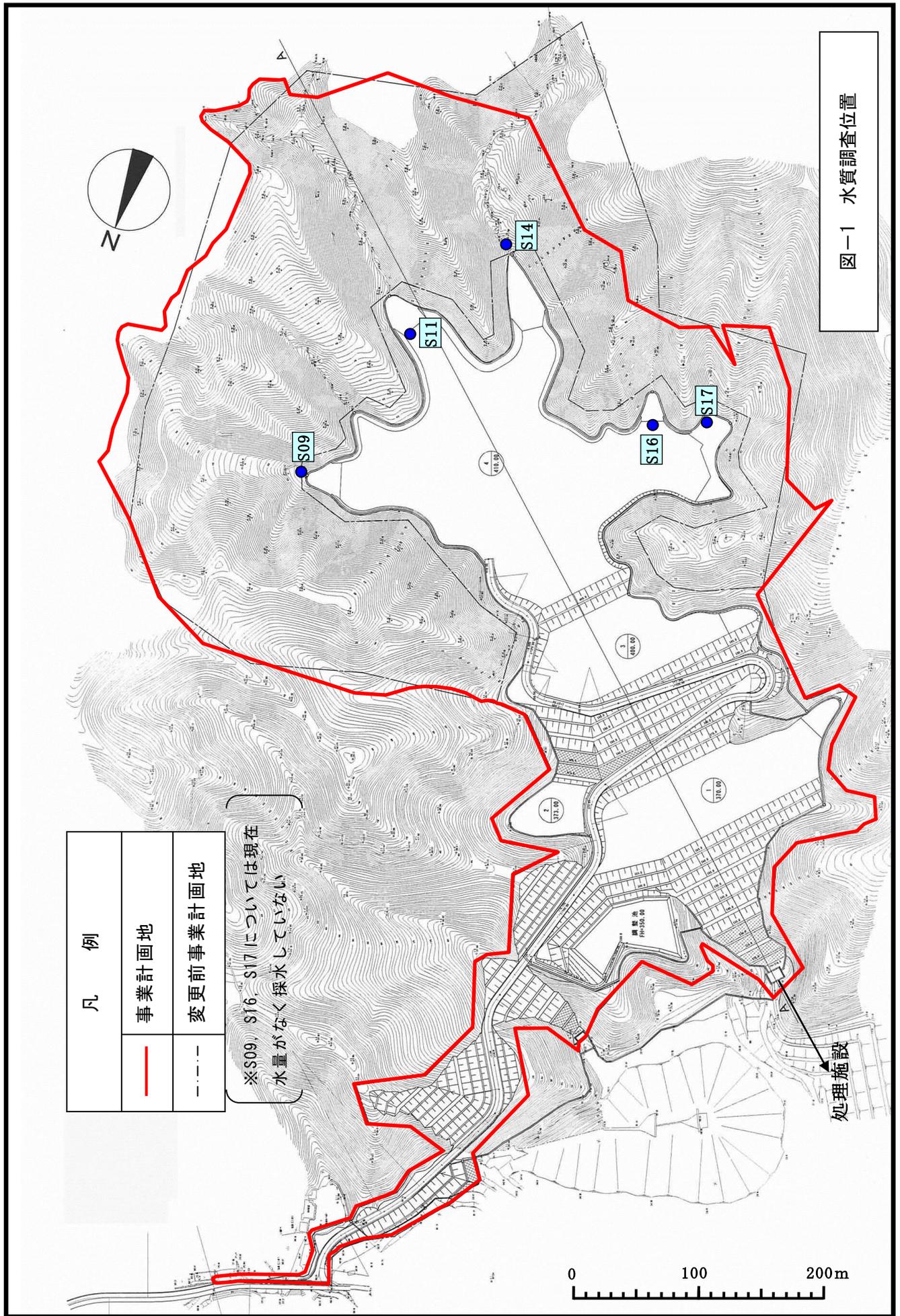
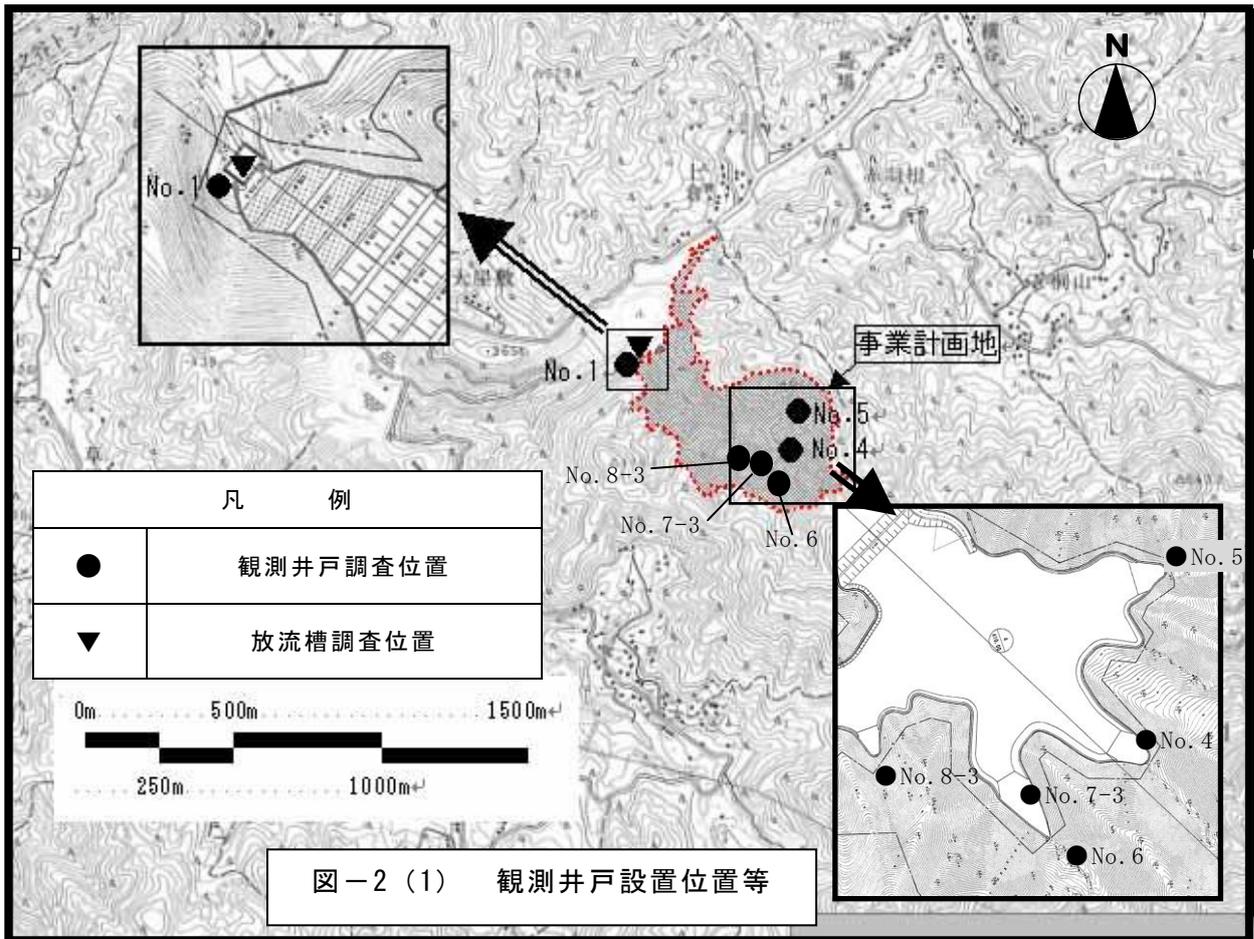
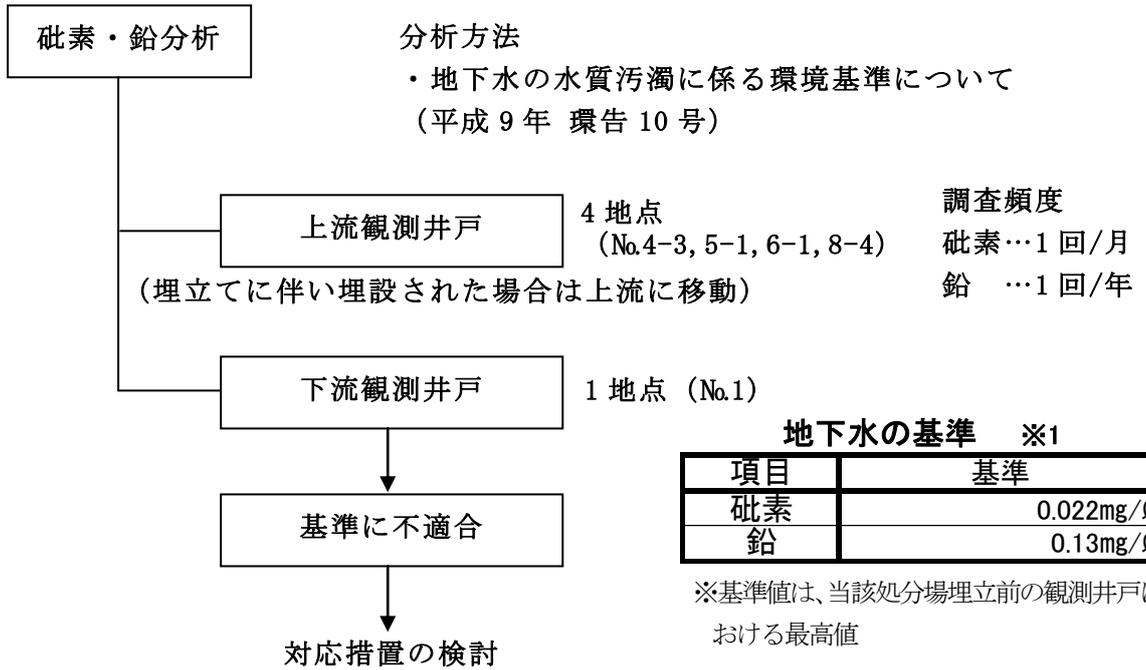


図-1 水質調査位置

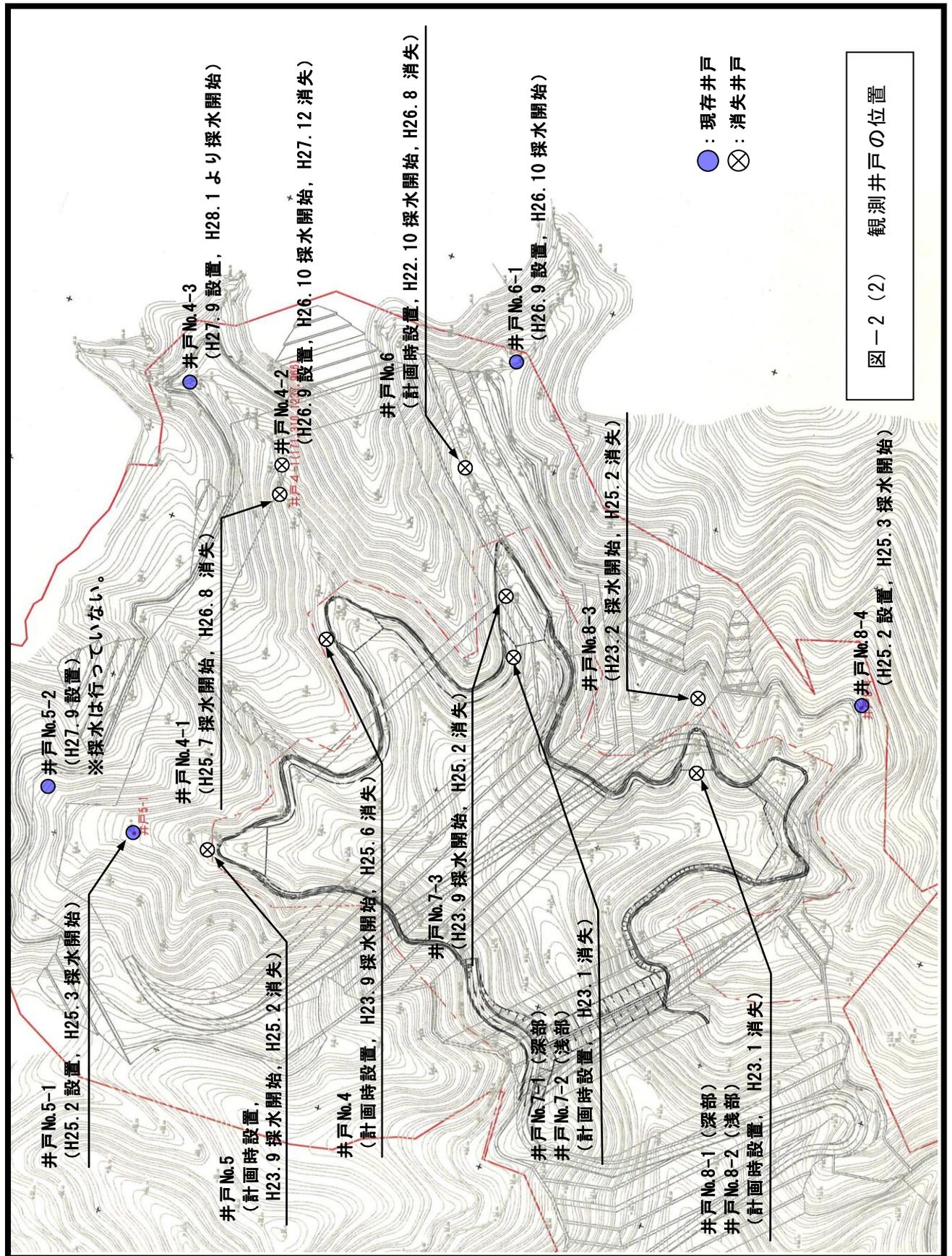
凡 例	
—	事業計画地
- - -	変更前事業計画地

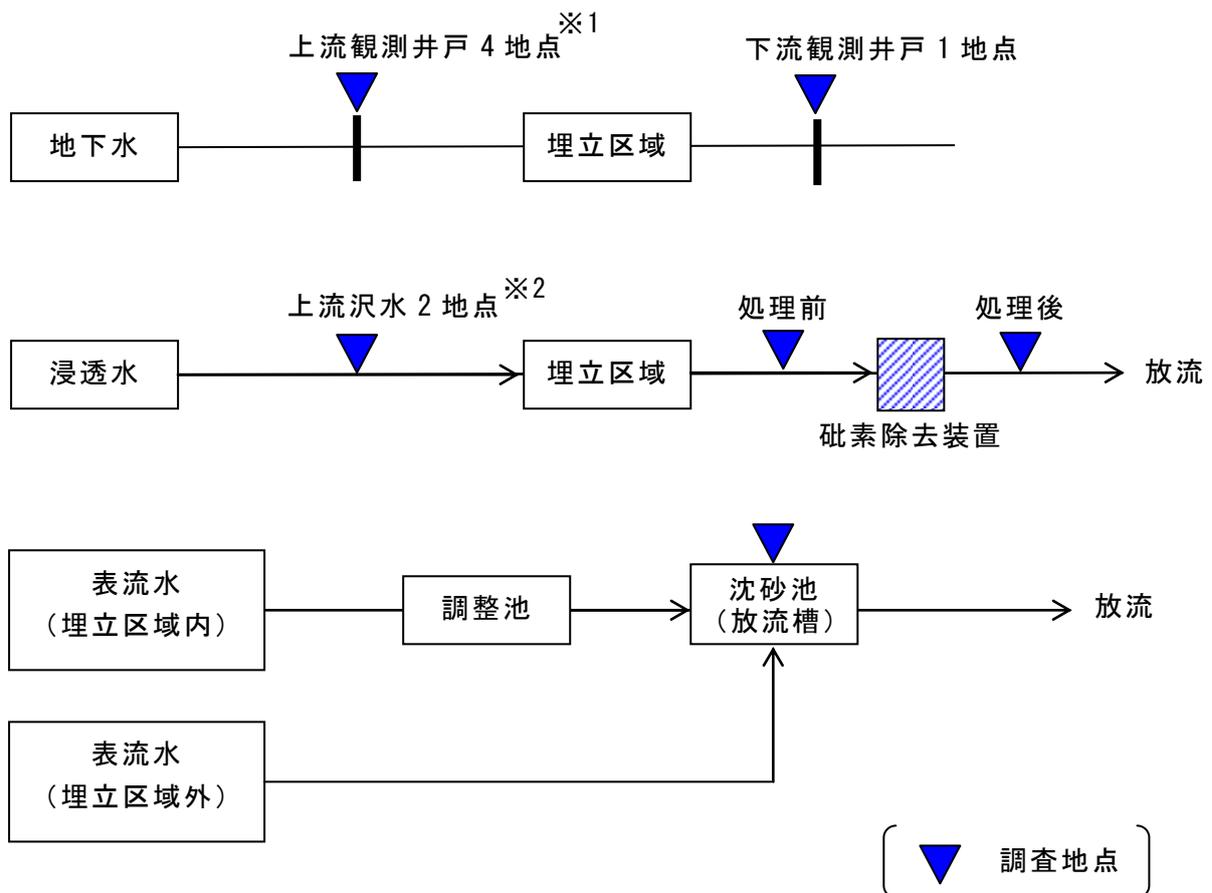
※S09, S16, S17については現在  
水量がなく採水していない

## 2. 地下水汚染



※観測井戸No.5, No.4, No.6, No.8-3は、上流に移設。(図-2(2)参照)  
観測井戸No.7-3は、埋立てにより消滅。





- ※1 ・ 事後調査計画時 上流観測井戸地点数は 7 地点  
 (No.4, No.5, No.6, No.7-1, No.7-2, No.8-1, No.8-2)
- ・ 平成 23 年 9 月 「No.7-3」, 「No.8-3」 地点より採水開始  
 埋立てにより「No.7-1」, 「No.7-2」, 「No.8-1」, 「No.8-2」が消滅したため、それぞれの上流に「No.7-3」及び「No.8-3」を新設。
  - ・ 平成 25 年 3 月 「No.5-1」, 「No.8-4」 地点より採水開始  
 埋立てにより「No.5」及び「No.8-3」が消滅したため、それぞれの上流に「No.5-1」及び「No.8-4」を新設。  
 また、「No.7-3」も消滅したが、同じ水系の上流に「No.6」が位置していたため、新たな井戸は設置せず。
  - ・ 平成 25 年 7 月 「No.4-1」 地点より採水開始  
 埋立てにより「No.4」が消滅したため、上流に「No.4-1」を新設。
  - ・ 平成 26 年 9 月 「No.4-1」, 「No.6」 採水不能  
 平成 26 年 8 月 20 日の降雨により消滅したため、上流に「No.4-2」及び「No.6-1」を新設。平成 26 年 10 月より採水。
  - ・ 平成 28 年 1 月 「No.4-3」 地点より採水開始  
 埋立てにより「No.4-2」が消滅したため、上流に「No.4-3」を新設。
- ※2 ・ 事後調査計画時 上流沢水調査地点は 5 地点  
 (S09, S11, S14, S16, S17)
- ・ 事後調査開始前より、「S16」, 「S17」は水量不足により採水不能のため、調査地点とせず。
  - ・ 平成 24 年 11 月 「S09」地点の水量不足により採水不能のため、調査地点とせず。

図-3 水質・地下水調査フロー図

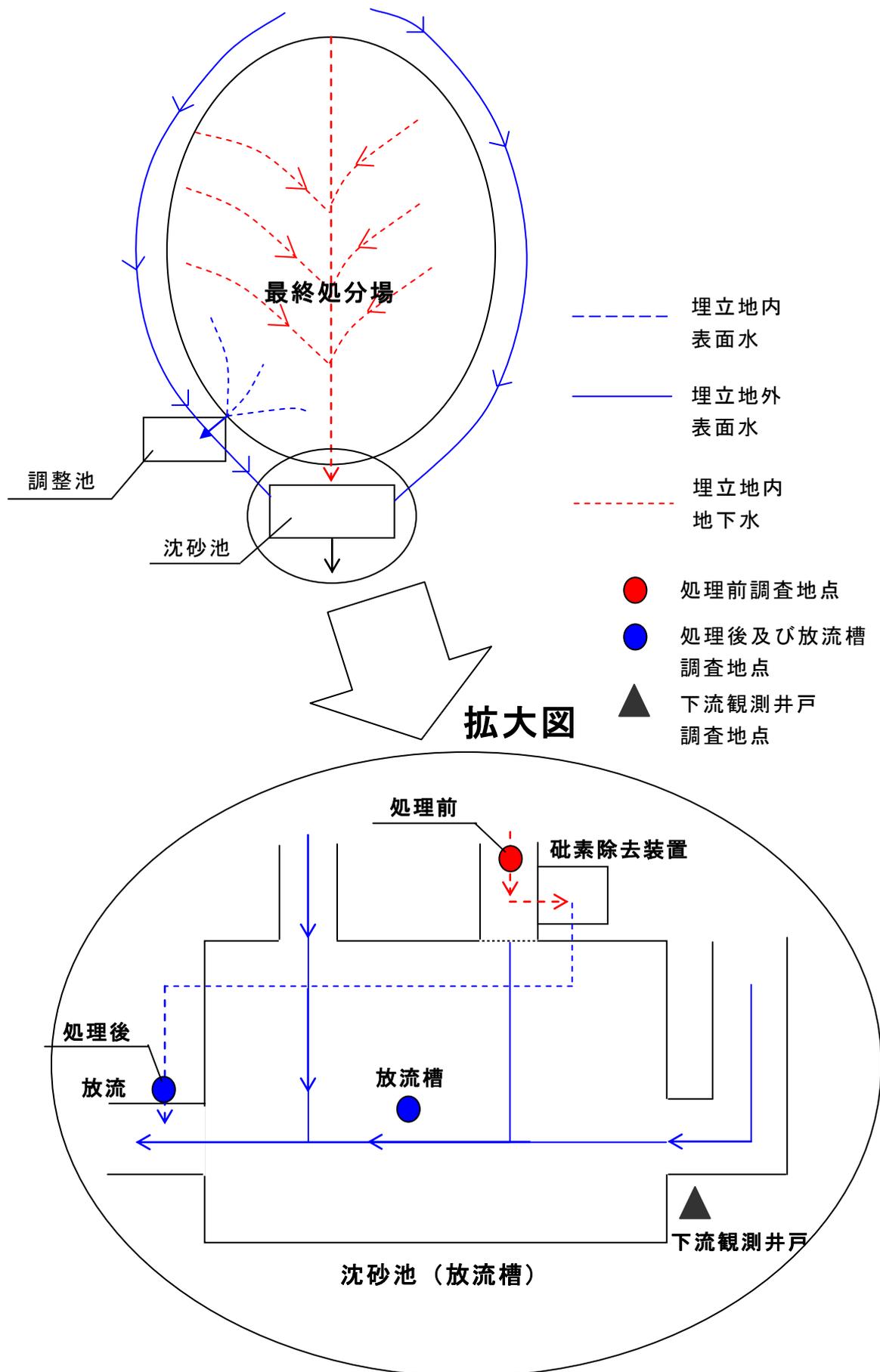


図-4 水質・地下水調査位置 (最下流)

### 3. 土壌汚染

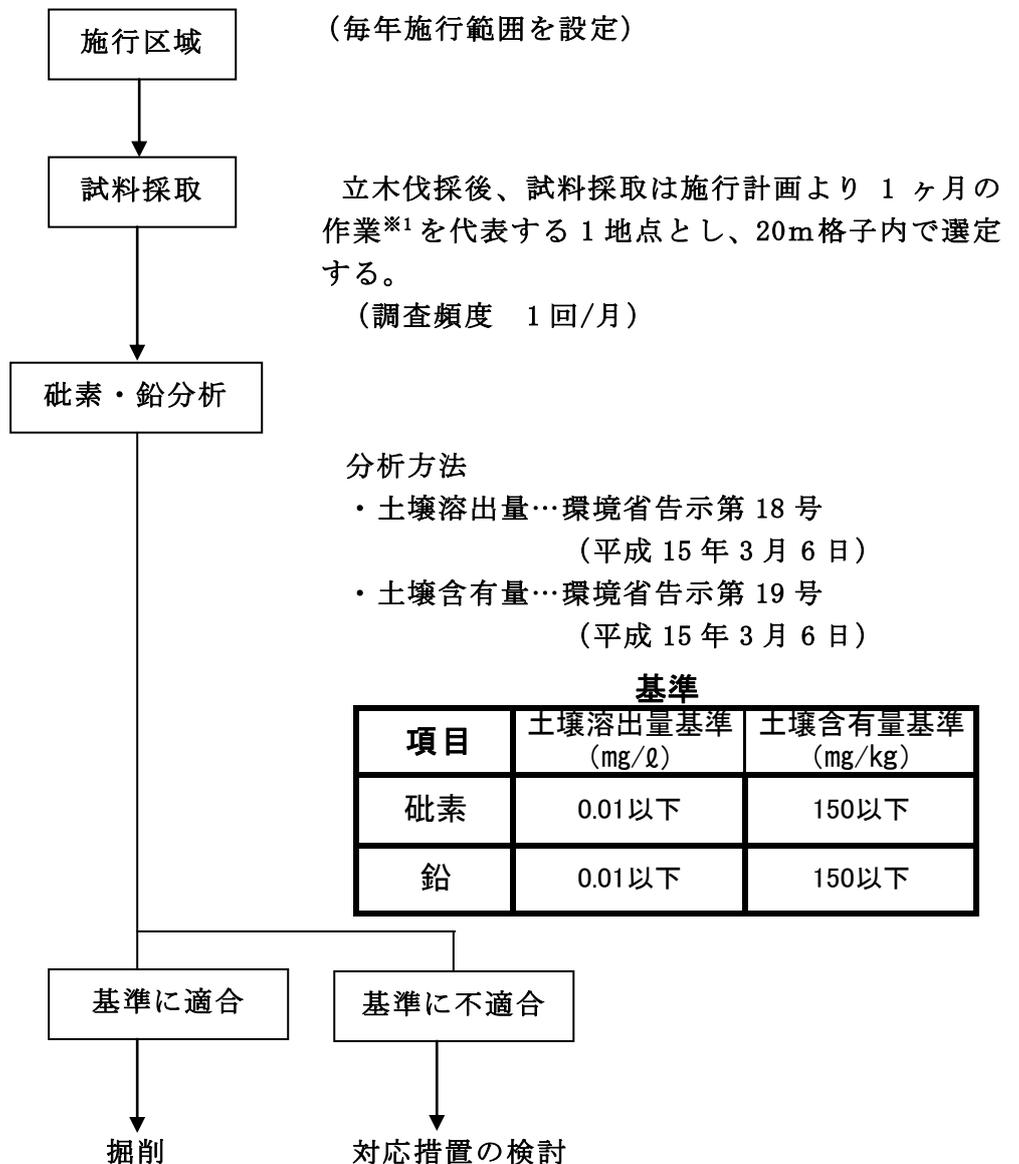
#### ①土壌汚染対策法第 14 条の指定の申請

土壌汚染対策法が改正（平成 22 年 4 月 1 日施行. 法律第 23 号）され、一定規模以上の土地の形質変更時には形質変更の届出が必要となり、当該土地に土壌汚染のおそれがあると認められるときは、広島市長により土壌汚染状況調査の実施命令が発令されることとなった。（法第 4 条）

しかし、法第 4 条では形質変更部分（掘削）のみの指定となり、今後の埋立て行為に支障があるため、法第 14 条の指定の申請（砒素）を行い、規制対策区域として適切に管理することとした。

#### ②土壌調査

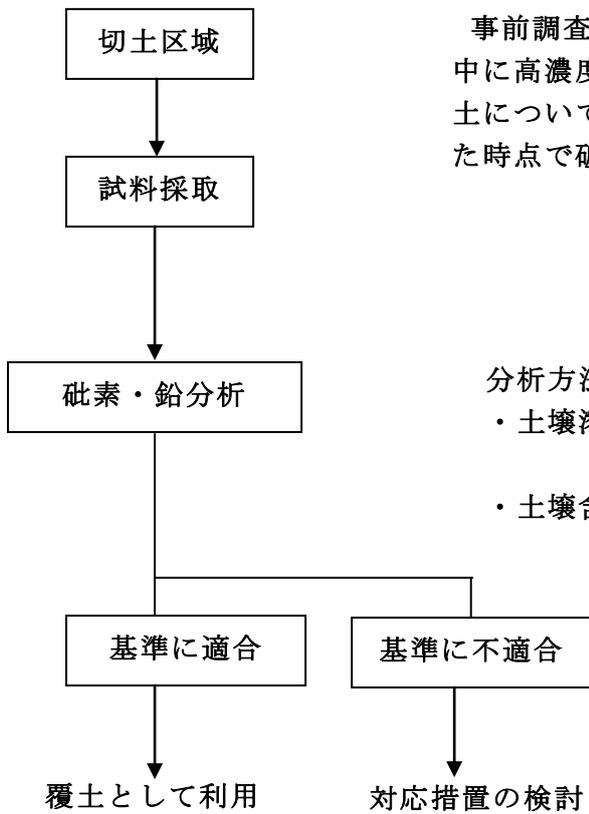
<地表（概ね深さ 50 cm程度）調査>



※1 1 ヶ月の作業量

$$(15\text{m} \times 15\text{m} \times 0.5\text{m}) / \text{日} \times 24 \text{日} / \text{月} = 2700 \text{ m}^3 / \text{月}$$

< 掘削土砂調査 >

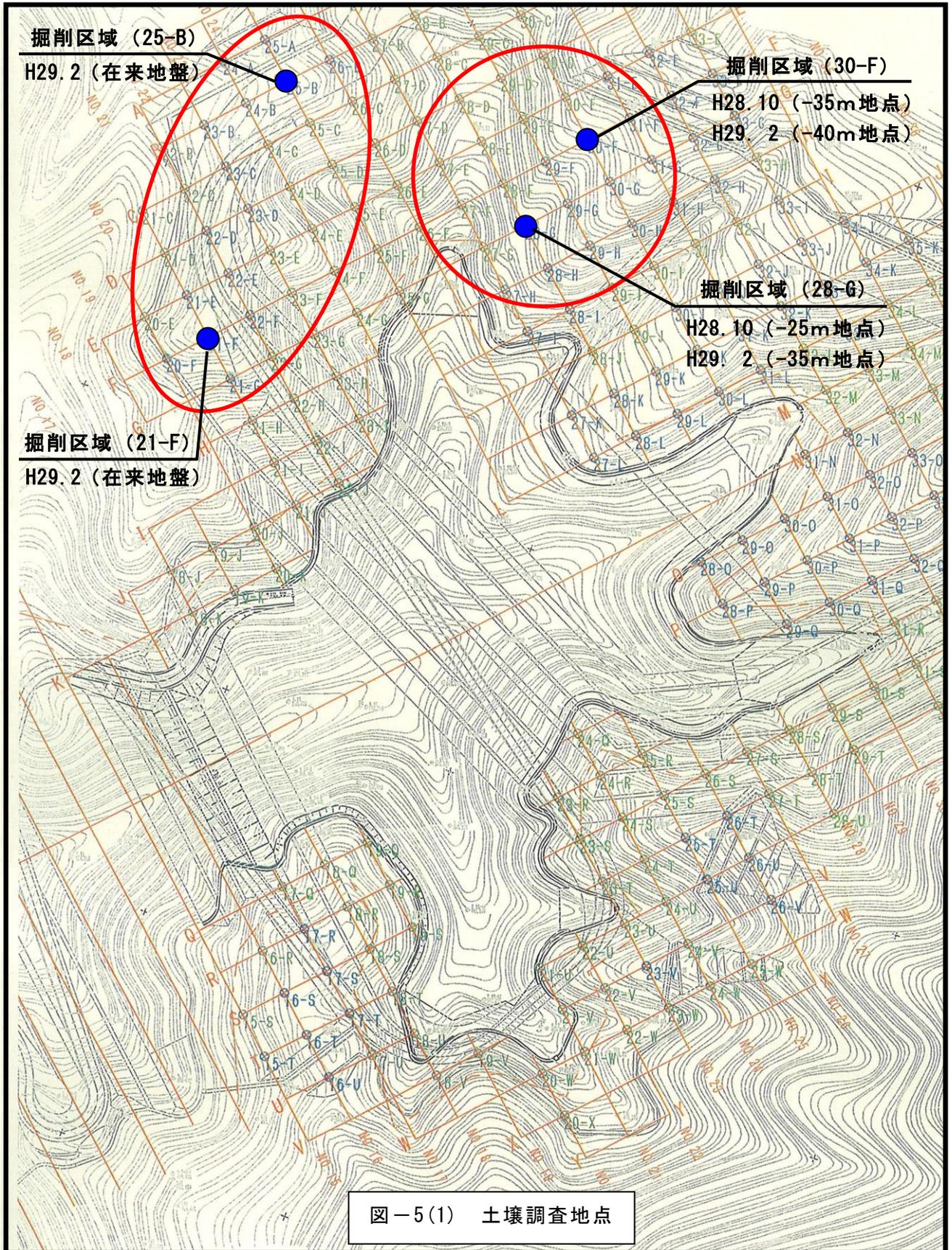


事前調査により、「砒素」は斜面及び底盤中の破碎帯の岩石中に高濃度で分布することが確認されていることから、掘削土については原則深さ 5m ごとにこれらの破碎帯が確認された時点で破碎帯周辺の試料採取を行う。

分析方法

- ・ 土壌溶出量…環境省告示第 18 号  
(平成 15 年 3 月 6 日)
- ・ 土壌含有量…環境省告示第 19 号  
(平成 15 年 3 月 6 日)

図-5 土壌調査地点



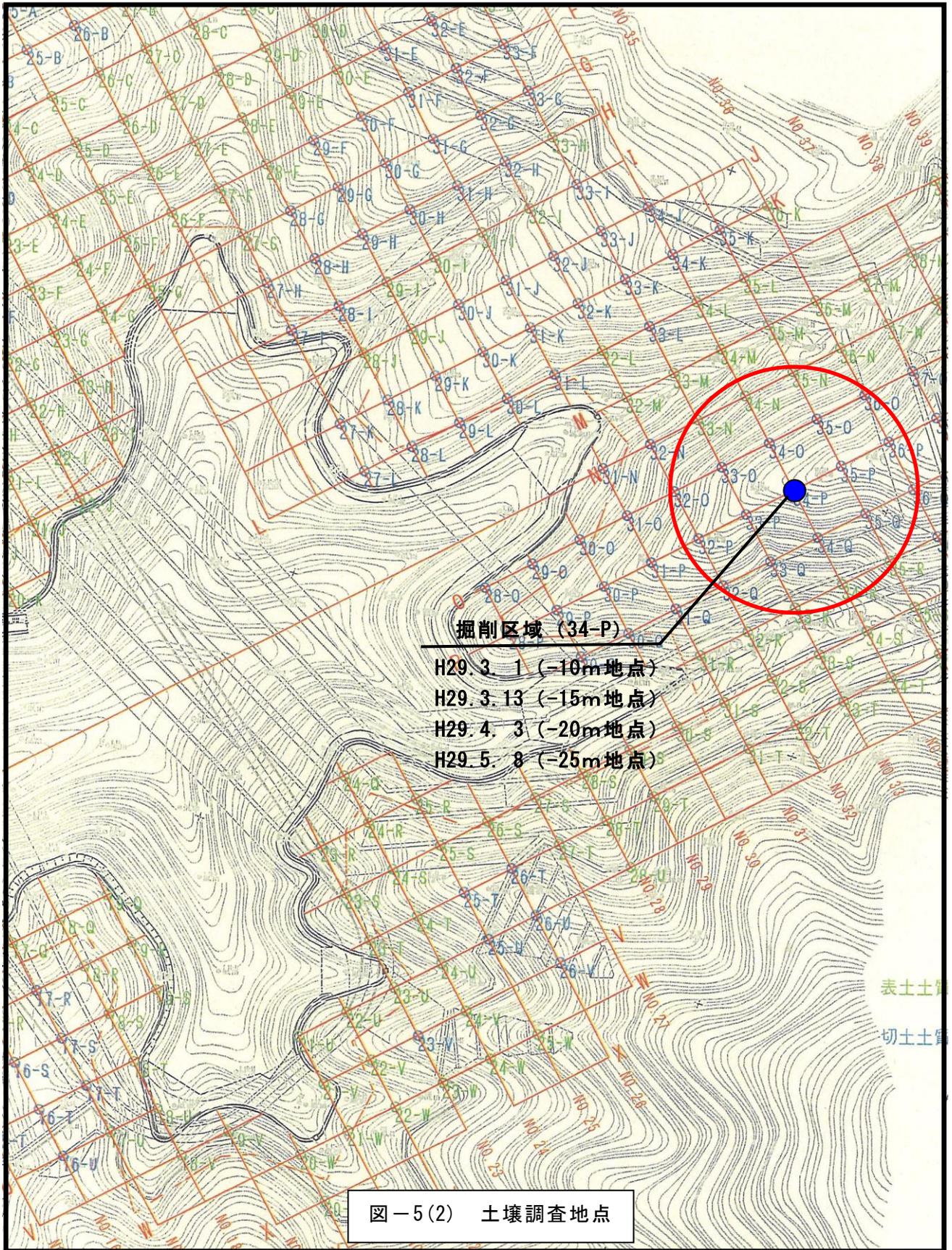


図-5(2) 土壤調査地点